市道盛岡駅西口1号線外照明灯 LED 化修繕 仕様書

盛岡市建設部道路管理課

第一条 適用及び業務内容

- 1. 本仕様書は、盛岡市が発注する「市道盛岡駅西口1号線外照明灯LED化修繕」に 適用し、これに記載されていない事項については、岩手県県土整備部発行「土木 工事共通仕様書」並びに関連示方書、関係法令、各種技術指針、要綱・基準等(最 新版)によるものとする。
- 2. 本業務内容は、LED 化による高効率化を推進することで、電気料金等維持管理費 の縮減を図ることを目的とする。

第二条 履行場所及び対象物・修繕部品

- 1. 盛岡市盛岡駅西通一丁目外地内(位置図参照)
- 2. 照明灯全86基

調達する機器については、現在設置されている照明灯と同等以上の性能を有する 機器とする。

- 3. 修繕後の照明灯は、盛岡市道路灯一覧表に記載の既存照明灯の照度相当のものとする。
- 4. 光源寿命は、40,000 時間以上(光東維持率70%以上)の製品とする。
- 5. 既存照明と光色が異なる場合については、事前に監督員に確認を行うこと。
- 6. 着工前に現地確認を実施し、交換予定の照明器具と現地に設置されている照明器 具との整合を図ること。

第三条 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで

第四条 受注者は、契約締結後速やかに下記の書類を発注者へ提出し、承認を受けること。

- ① 着手届
- ② 現場責任者通知書
- ③ 工程表届

第五条 受注者は、本業務が完了したときは速やかに下記の書類を発注者に提出し、完了検 査を受けること。

- ① 完了届
- ② 写真帳
- ③ その他必要と認められる書類

- 第六条 電力会社への電気使用契約容量変更申請手続きは、取替工事が完了した照明灯から順次、速やかに行うこと。
- 第七条 修繕及び取替工事が完了した照明灯については、盛岡市道路灯台帳データの基本 情報を修正し、発注者へ提出すること。なお、盛岡市道路灯台帳データ(エクセル 形式)は、契約後に発注者から提供する。

第八条 照明灯施設管理プレートの設置

- 1. 管理 ID を標記した管理プレートを歩行者から視認しやすい箇所に設置する。
- 2. 管理プレートの材質は、紫外線などへの耐侯性能があり、錆の発生しにくい金属 プレートとし、刻字は劣化しにくく視認が容易なものとする。
- 3. プレートの様式は、別紙1のとおりとする。(※番号は管理IDを記載すること。) ただし、設置が困難な照明灯ポールについては、事前に監督員と協議すること。

第九条 安全管理

本業務の履行にあたっては、作業機械の搬入、作業及び現場管理には十分配慮し、歩 行者等には細心の注意を払うよう計画するものとする。

- 第十条 本業務の支払いにあたっては、受注者に一括で支払うこととする。
- 第十一条 業務の履行に際し疑義が生じた場合、発注者、受注者両者で協議の上、速やかに 処置するものとする。